

## 徳島県身体障がい者等用駐車場利用証（パーキングパーミット）交付事業実施要項

### （目的）

第1条 この要項は、徳島県（以下「県」という。）が県内に共通する身体障がい者等用駐車場利用証（以下「利用証」という。）を交付し、身体障がい者等用駐車場を利用できる者を明確にすることにより、身体障がい者等用駐車場の適正利用を図ることを目的とする。

### （定義）

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）公 共 的 施 設 不特定多数の者が利用する施設
- （2）施 設 管 理 者 公共的施設を管理する者
- （3）身体障がい者等用駐車場 公共的施設にある身体障がい者等用駐車場のうち、施設管理者が県に協力の申込みを行った身体障がい者等用駐車場

### （県及び施設管理者の役割）

第3条 県は、身体障がい者等用駐車場を利用できる者に対し、申請に基づき利用証を発行するものとし、施設管理者は身体障がい者等用駐車場の適正利用に努めるものとする。

### （利用証を交付する者の範囲）

第4条 利用証を交付する者は、次のいずれかに該当するものとし、交付基準は別表のとおりとする。

- （1）身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、高齢者等及び難病患者のうち、歩行困難と認める者
- （2）けが人又は妊産婦、その他の移動に配慮が必要な一時的に歩行困難と認める者

### （利用証交付の申請）

第5条 利用証の交付を受けようとする者は、徳島県身体障がい者等用駐車場利用証（パーキングパーミット）交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を知事に提出するものとする。

### （利用証の交付）

第6条 知事は、身体障がい者等用駐車場の利用が適当と認めた者に対し、利用証（様式第2号）を交付するものとする。

2 利用証の交付を受けた者（以下「利用者」という。）が身体障がい者等用駐車場を利用する場合は、利用証を車両前部の外側から容易に識別できる位置に表示するものとする。

3 利用証の有効期間は次の各号に掲げるとおりとする。

（１）第４条第１号に掲げる者 ５年間

（２）第４条第２号に掲げる者 １年７か月未満の間で必要な期間

4 前項の有効期間満了後、引き続き利用証の交付を受けようとする者は、第５条の申請書を有効期間満了日までに知事に提出するものとする。

（利用証の返却）

第７条 知事は、次の各号に該当する場合には、利用証の返却を求めるものとする。

（１）利用者が第４条に該当しなくなったとき。

（２）利用者がその権利を他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は利用させたとき。

（３）その他身体障がい者等用駐車場の管理上不適切と判断させる行為を利用者が行ったとき。

（施設管理者の協力）

第８条 施設管理者は、身体障がい者等用駐車場の案内表示を行い、当該駐車場の適正利用を図るものとする。

（周知）

第９条 知事及び施設管理者は、身体障がい者等用駐車場の適正利用について周知に努めるものとする。

（その他）

第１０条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附則

この要項は、平成２１年５月２８日から施行する。

附則

この要項は、平成２２年４月１日から施行する。

附則

この要項は、平成２６年４月１日から施行する。

附則

この要項は、平成２８年４月１日から施行する。

附則

この要項は、令和４年６月２日から施行する。